

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	児童福祉専門分科会
-------	-----------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
1	児童福祉法	長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	1 助産施設	<p>(1) 他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p> <p>(3) 自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。また、その評価の結果の公表及びその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 基準なし</p> <p>(2) 基準なし</p> <p>(3) 基準なし</p>	<p>(1) 他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p> <p>(3) 自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。また、その評価の結果の公表及びその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 入所者のプライバシーに関することであり、個人情報の取扱いについては厳格に規定する必要があることから、情報提供をする場合は、入所者の文書による同意を得なければならないこととした。</p> <p>(2) 事故発生時の対応を明確にしておく必要があるため。</p> <p>(3) 業務の質の改善を図るため、特定児童福祉施設は自ら評価を行うとともに、外部の者による評価を受けるよう努めることとした。</p>
			2 母子生活支援施設	<p>(1) 他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p> <p>(3) 退所した母子に関する相談その他適切な援助を行わなければならない。</p>	<p>(1) 基準なし</p> <p>(2) 基準なし</p> <p>(3) 基準なし</p>	<p>(1) 他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p> <p>(3) 退所した母子に関する相談その他適切な援助を行わなければならない。</p>	<p>(1) 入所者のプライバシーに関することであり、個人情報の取扱いについては厳格に規定する必要があることから、情報提供をする場合は、入所者の文書による同意を得なければならないこととした。</p> <p>(2) 事故発生時の対応を明確にしておく必要があるため。</p> <p>(3) 長野県の条例と整合性を図るとともに、福祉法第38条に退所した者についての援助等に関する規定があることから、長野市の条例にも規定することとした。</p>
			4 保育所	<p>(1) 他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p> <p>(3) 自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。また、その評価の結果の公表及びその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 基準なし</p> <p>(2) 基準なし</p> <p>(3) 基準なし</p>	<p>(1) 他の児童福祉施設等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得なければならない。</p> <p>(2) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助等により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。</p> <p>(3) 自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。また、その評価の結果の公表及びその業務の質の改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>(1) 入所者のプライバシーに関することであり、個人情報の取扱いについては厳格に規定する必要があることから、情報提供をする場合は、入所者の文書による同意を得なければならないこととした。</p> <p>(2) 事故発生時の対応を明確にしておく必要があるため。</p> <p>(3) 業務の質の改善を図るため、特定児童福祉施設は自ら評価を行うとともに、外部の者による評価を受けるよう努めることとした。</p>

地域主権改革推進一括法に係る条例制定一覧

専門分科会	児童福祉専門分科会
-------	-----------

1 条例の制定状況等

No.	法令名	制定条例等	事業（施設）名等	基準の比較			目的・解説
				市の基準	国の基準	県の基準	
2	社会福祉法	長野市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例	1 婦人保護施設 (県内に1施設あり、市内に設置されているが、県が設置した施設であるため、市条例の適用は受けない。)	(1) 基準なし  (2) 基準なし  (3) 基準なし	(1) 基準なし  (2) 基準なし  (3) 基準なし	(1) 事故発生時の対応について、関係機関への連絡、必要な措置、事故の記録についての義務規定を定めるとともに、入所者に対して行った援助等により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならないこととする。  (2) 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、婦人保護施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、その秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。  (3) 自らその行う業務の質の評価を行うよう努めるとともに、外部の者によるその評価を受けるよう努めなければならない。また、その評価の結果を公表するよう努めなければならない。	長野市内に市条例の適用を受ける施設がないため、国の基準に合わせた市の基準とした。